

令和8年1月27日

各 位

公益財団法人広島市文化財団
東区民文化センター 館長

東区民文化センターの呼称変更について（お知らせ）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。平素から当施設を御利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、広島市が命名権契約を締結したことにより、当施設の呼称が変更となりましたので、下記のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

記

1 呼称

マリモホールディングス東区民文化センター

2 期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日

3 呼称の使用について

開催日が令和8年4月1日以降の催事は、印刷物等への表記に必ず御使用ください。

（既に印刷等が終了している場合は、これから作成するものについて御使用ください。）

4 その他

使用例：マリモホールディングス東区民文化センター

マリモホールディングス東区民文化センター（広島市東区民文化センター）